

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
 - 指定障害児通所支援事業者の指定
 - 指定地域相談支援の事業の廃止の届出
 - 指定通所支援の事業の廃止の届出
 - 平成二十六年介護支援専門員実務研修受講試験の実施
 - 指定居宅サービス事業者等の指定
 - 保安林の解除予定
- ### 【公告】
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
 - 土地改良区役員の退任届
 - 基本測量の実施
 - 道路の位置の指定
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- ### 【公安委員会】
- 警備業法に基づく講習

障害福祉課

〃

〃

長寿社会課

〃

〃

治山課

県民生活交通課

耕地課

監理課

建築指導課

〃

生活安全企画課

目次

担当課（室）

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

◎岡山県告示第二百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

a tワークおさふね

2 所在地

瀬戸内市長船町福岡字車道一四九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人アストラ会

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市長船町福岡字車道一四九一

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 事業所番号

三三一一二〇〇一六〇

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

旭川荘真庭地域センター

2 所在地

真庭市湯原温泉四四二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 事業所番号

三三一―四〇〇二二四

五 サービスの種類

生活介護、就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

旭川荘真庭地域センターさくら

2 所在地

真庭市湯原温泉四四二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 事業所番号

三三一―四〇〇二二二

五 サービスの種類

生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

旭川荘真庭地域センター

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

2 所在地

真庭市湯原温泉四四二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 事業所番号

三三一四〇〇二四〇

五 サービスの種類

短期入所

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

プラスワーク

2 所在地

英田郡西粟倉村影石八九五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人じゅーく

2 主たる事務所の所在地

英田郡西粟倉村影石八九五

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 事業所番号

三三一三七〇〇二七

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

atハウスおさふね

2 所在地

瀬戸内市長船町福岡字車道一四九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人アストラ会

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市長船町福岡字車道一四九一

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 事業所番号

三三二一二〇〇二八

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

真庭地域生活ホーム

2 所在地

真庭市湯原温泉四四二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

四 事業所番号

三三二一四〇〇〇五七

五 サービスの種類

共同生活援助

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

◎岡山県告示第二百九十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定通所支援事業者を指定した。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

旭川荘真庭地域センターさくら

2 所在地

真庭市湯原温泉四四二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 事業所番号

三三五―四〇〇―一九

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスこすもす

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄二一七―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社こすもす

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区四御神一二九一六

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 事業所番号

三三五一二〇〇〇一三

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

S o c i o 勝央

2 所在地

勝田郡勝央町豊久多一六一一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人大崎ゆりかご会

2 主たる事務所の所在地

津山市西吉田三六一

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇〇一二

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

◎岡山県告示第二百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

社会福祉法人総社市社会福祉協議会 相談支援センター

2 所在地

総社市中央一丁目一―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人総社市社会福祉協議会

2 主たる事務所の所在地

総社市中央一丁目一―三

三 廃止年月日

平成二十六年五月一日

四 事業所番号

三三三〇八〇〇〇二四

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

◎岡山県告示第二百九十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

よるこびの庭

2 所在地

倉敷市黒石二五七―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人よるこび

2 主たる事務所の所在地

倉敷市黒石二五七―一

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇一九六

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

めやすばこ・きつず

2 所在地

倉敷市中島六三八―一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人めやす箱

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

2 主たる事務所の所在地

倉敷市青江七三九

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇二一ニ

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百九十七号

平成二十六年介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

平成二十六年十月二十六日（日曜日）午前十時から

二 試験場所

川崎医療福祉大学（倉敷市松島二八八）

三 受験申込書の受付期間

平成二十六年七月七日（月曜日）から同月十八日（金曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

四 受験資格

1、2若しくは3の期間が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上のある者又は4の期間が通算して十年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が千八百日以上のある者とする。

1 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

2 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（3において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（3のイにおいて「老人福祉施設」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び同法第三十三条に規定する盲導犬訓練施設を除く。）及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第

六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（3のイにおいて「障害者支援施設」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（3のイにおいて「介護老人保健施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援及び同条第十五項に規定する共同生活援助に限る。）その他これらに準ずる事業の従事者

3 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（4において「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（4において「介護等の業務」という。）に従事した期間

イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害者総合支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ロ 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業、障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護を行う事業その他こ

れらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

4 3のイ又はロに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でないものが、介護等の業務に従事した期間

五 受験手続及び提出書類

受験申込書に実務経験証明書その他受験資格に応じた必要な書類を添えて、各県民局健康福祉部へ持参すること。この場合において、平成二十五年度において行われた岡山県介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）を受験した者が、平成二十六年において行われる試験を受験するときは、平成二十五年度において行われた試験の受験票又は試験結果通知書を提出することにより、実務経験証明書の提出に代えることができるものとする。

六 受験手数料

八千六十円（相当額の岡山県収入証紙により納付すること。なお、消印をしないこと。）

七 試験方法

試験は、筆記試験により行う。

八 試験の範囲

1 介護保険制度に関する基礎的知識

2 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術

3 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術

4 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

九 特別措置の実施

身体に障害等のある者については、障害の種類及び状態に応じて特別な措置をとる場合があるので、この特別な措置を必要とする者は、その旨を受験申込書提出時に各県民局健康福祉部へ申し出ること。

十 合格発表

受験者全員に直接通知する。また、合格者については、受験番号を岡山県保健福祉部長寿社会課ホームページに掲載する。

十一 受験要項及び受験申込書の配布

受験要項及び受験申込書は、平成二十六年六月二日（月曜日）から同年七月十八日

(金曜日)まで岡山県保健福祉部長寿社会課、各県民局健康福祉部等で配布する。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

十二 その他

試験について不明な点は、岡山県保健福祉部長寿社会課(電話〇八六一二二六―七三二六)又は各県民局健康福祉部へ問い合わせること。

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

◎岡山県告示第二百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターかきのき

2 所在地

岡山県総社市清音柿木八〇八番地五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社オフィスパーシモン

2 所在地

岡山県総社市清音柿木八〇八番地五

三 指定年月日

平成二十六年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一一八九

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

◎岡山県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

新見市哲多町荻尾字竜王一五八九の三、字墨谷一五九〇の五から七まで、字室宇峠一五九一の一、二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

一 解除予定保安林の所在場所

新見市哲多町荻尾字室宇峠一六三五の三、一六三五の四、一六三六の三、一六三七の五から七まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

一 解除予定保安林の所在場所

新見市哲多町荻尾字室宇峠一六三五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔二二九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ベテルの会

三 代表者の氏名

岡崎 修市

四 主たる事務所の所在地

瀬戸内市牛窓町鹿忍六八四二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）が地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

〔二三〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

香々美川土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

事の別

内田 和利

津山市上田邑二九五七

理事

〔二三一〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県内全域	測量区域
基本測量（「国土広域情報」修正測量）	測量の種類
平成二十六年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで	測量期間

平成26年5月16日 岡山県公報 第11584号

〔二三二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備前局 建第八九号 平成二十六年五月 一日	備前市東片上字月屋谷九二五番一、 九二五番三の一部、九二五番三地先 水路	六・〇〇〃 六・六〇	七三・六三

(二三三) 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字下鷺瀬五一三一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一七〇一

白石 智彦

白石 優美子

三 許可番号

岡山県指令建指第三号

◎岡山県公安委員会告示第六十四号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十六年五月十六日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	平成二十六年七月二十三日（水曜日）から同月三十日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
 - (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
 - (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十六年六月九日（月曜日）から同月十三日（金曜日）までの午前八時三十

分から午後五時まで

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。